

下教政 第1437号
令和4年(2022年)12月1日

下関市監査委員 今井弘文様
同 秋森和也様
同 福田幸博様
同 香川昌則様

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦
(公印省略)

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年(2021年)7月12日付け監査報告第13号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

なお、菊川教育支所管内の小学校及び中学校(全4校)に係る指摘事項については、改善措置を講じましたら別途通知いたします。

定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

教育委員会	
中央図書館、長府図書館、彦島図書館、菊川図書館、豊田図書館、豊浦図書館	
[指摘事項]	(1) 利用者からの申請により、図書館資料の写しを郵送で交付する場合や、県外の図書館から資料の写しを取り寄せる場合に、申請者から手数料等として受領した現金や定額小為替の取扱いが不適切な事例があった。具体的には、受領した現金等の全額により作成した分任出納員の領収書を申請者に交付したにもかかわらず、一部のみを市に入金し、入金しなかった現金で郵送に必要な費用を支払ったという事例である。また、受領した現金等の一部のみを市に入金し、その額の領収書を交付し、領収書に記載していない部分の現金で郵送に必要な費用を支払ったという事例や、市に入金せずにその全額をもって郵送等に必要な費用を支払ったという事例もある。申請者が負担する郵送等に係る費用は市の歳入にならないとの認識で事務処理がされたと思料するが、これが市の歳入にならない理由は見当たらない。受領した現金や定額小為替を適正に収入されたい。
(改善措置状況)	図書館資料の写しを郵送で交付する場合等に、申請者から手数料等として受領する現金や定額小為替を適正に収入とするよう各図書館へ通知いたしました。
[意見]	なし
教育委員会 菊川教育支所	
[指摘事項]	(1) 条件付き一般競争入札の公告に、次の不適切な事項が見受けられた。下関市契約規則に基づき適正に事務処理されたい。 ア 下関市契約規則第4条第3項第3号に規定する「契約条項を示す場所及び日時」が記載されていなかった。（下関市菊川ふれあい会館エレベーター保守点検業務、菊川教育支所管内施設一般廃棄物収集運搬業務） イ 下関市契約規則第4条第3項第7号に規定する「無効入札に関する事項」の一部が記載されていなかった。（下関市菊川ふれあい会館エレベーター保守点検業務）
(改善措置状況)	入札公告に必要な事項については、入札公告を実施する毎に関係例規との突合を行うなど丁寧に確認し、入札を適正に行います。 なお、令和3年度入札分から契約規則どおりの記載としています。
[意見]	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、緊急復旧修繕の契約を一者を選定した随意契約（以下「一者随契」という。）により締結している

が、伺書に相手方の選定理由が記載されていない事例や、記載された選定理由の内容が不明瞭な事例が見受けられた。一者随契による契約の締結にあたっては、「透明性の確保」の観点から、客観的に適正かつ妥当と判断し得うる理由等を明示されたい。

(対応状況)

令和3年度から緊急復旧修繕を実施する場合で、一者随契により修繕を実施する場合は、「当該年度の施設管理を請け負っていることで即対応が可能なこと。」など一者選定の理由等して妥当と判断できる理由を明示することにしていきます。